

協議第 4 4 号 下水道事業の取扱いについて

下水道事業の取扱いについて提出する。

平成 16 年 5 月 27 日 提出

菊池北部四市町村合併協議会会長 松岡 一 俊

下水道事業の取扱いについて

**(公共下水道)**

1. 公共下水道事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。また、現有関連施設についても、現行のまま新市に引き継ぐ。
2. 新規事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施する。継続事業については、新市建設計画で調整し、新市に引き継ぐ。
3. 負担金及びその徴収猶予・減免制度については、現行のまま新市に引き継ぐ。
4. 使用料金及びその減免制度については、現行のまま新市に引き継ぐ。

**(特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業)**

5. 特定環境保全公共下水道事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。また、現有関連施設についても、現行のまま新市に引き継ぐ。
6. 特定環境保全公共下水道事業の新規事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施する。継続事業については、新市建設計画で調整し、新市に引き継ぐ。
7. 特定環境保全公共下水道事業の分担金については、現行のまま新市に引き継ぎ、3年を目途に泗水町の例により統一する。また、分担金徴収猶予及び減免制度については、七城町の例により合併時に統一する。ただし、現徴収猶予対象者については、経過措置をとるものとする。
8. 農業集落排水事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。また、現有関連施設についても、現行のまま新市に引き継ぐ。
9. 農業集落排水事業の新規事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施する。継続事業については、新市建設計画で調整し、新市に引き継ぐ。
10. 農業集落排水事業の分担金及び負担金については、現行のまま新市に引き継ぎ、3年を目途に新市において調整する。なお、分担金の減免制度については、七城町の例により合併時に統一する。
11. 特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業の使用料金については、現行のまま新市に引き継ぎ、3年を目途に新市において調整する。なお、使用料の減免制度については、泗水町の例により合併時に統一する。

**(合併処理浄化槽関係)**

12. 特定地域生活排水処理事業及びその分担金・使用料・減免制度については、菊池市の例により新市に引き継ぐ。なお、事業対象地区については、菊池市の例により新市に引き継ぎ、新市において調整する。
13. 合併処理浄化槽設置補助金については、現行のまま新市に引き継ぎ、3年を目途に菊池市の例を基準に新市において調整する。また、補助対象については、泗水町の例を基準に合併時に統一する。

**(その他)**

14. 下水道に関する補助金制度については、合併時に廃止する。ただし、七城町については、合併後3年を目途に廃止する。
15. 下水道に関する融資斡旋及び利子補給制度については、菊池市の例により合併時に統一する。
16. 里道私道における下水道の末端工事の行政施工範囲については、泗水町の例により合併時に統一する。

平成 16 年 6 月 24 日 確認

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協 定 項 目		下 水 道 事 業 の 取 扱 い				関 係 項 目	公 共 下 水 道 施 設 等 ・ 事 業 計 画 ( 新 規 ・ 継 続 事 業 )
調 整 の 内 容		1. 公共下水道事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。また、現有関連施設についても、現行のまま新市に引き継ぐ。 2. 公共下水道事業の新規事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施する。継続事業については、新市建設計画で調整し、新市に引き継ぐ。					
		現 況				調整の具体的内容	
市 町 村 名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町			
市 町 村 別 内 容	1. 下水道事業及び施設等					公共下水道事業については、菊池市のみ事業であり、現行のまま新市に引き継ぐ。  公共下水道関連施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。	
	事業の有無	有 ( 公共下水道 )	無	無	無		
	事業概要						
	・ 処理区名	菊池処理区					
	・ 計画処理面積 ( ha )	559					
	・ 計画処理人口 ( 人 )	16,100					
	・ 整備済面積 ( ha )	428					
	・ 整備済人口 ( 人 )	13,573					
	・ 整備率 ( % )	76.60%					
	施設等概要						
・ 処理方法	標準活性汚泥法						
・ 処理場	・ 敷地面積 40,000㎡ ・ 処理場整備率 60%						
・ 中継ポンプ場	・ 計画 赤星ポンプ場他 7ヶ所 ・ 敷地面積 1,104㎡ ・ 整備済 赤星ポンプ場他 6ヶ所						
・ M P 施設数	・ 計画 7ヶ所 ・ 整備済 7ヶ所						
2. 下水道整備事業					・ 新規事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施する。継続事業については、新市建設計画で事業量・財源・工期等を調整し、新市に引き継ぎ計画的に実施する。		
新規事業	新市建設計画で調整中						
継続事業 ( 認可 )	最終認可 H13.3.29 S54 ~ H18 ・ 西寺処理分区 面整備A = 110ha 処理場増設=1/3系列						

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協 定 項 目		関係項目				公共下水道負担金・使用料等
調 整 の 内 容		3．公共下水道事業の負担金及びその徴収猶予・減免制度については、現行のまま新市に引き継ぐ。 4．公共下水道事業の使用料金及びその減免制度については、現行のまま新市に引き継ぐ。				
市 町 村 名		現 況				調整の具体的内容
		菊池市	七城町	旭志村	泗水町	
市 町 村	3.負担金等 負担金	土地の面積 1㎡当り 250円	・無	・無	・無	公共下水道事業の負担金については、現行のまま新市に引き継ぐ。
	負担金徴収猶予	(1)生活困窮のため直ちに負担金を納入することが困難であると認められる受益者（災害等も含む）。 (2)田、畑、山林その他これに準ずる土地に係る受益者。 (3)係争地。 (4)市長が認めた土地。				負担金の徴収猶予については、現行のまま新市に引き継ぐ。
	負担金減免	(1)国又は、地方公共団体等が公用、公共の用に供し又は供することを予定している土地。 (2)国又は、地方公共団体等がその企業の用に供している土地。 (3)公の生活扶助を受けている受益者、その他特別な事情があると認められる受益者。				負担金の減免については、現行のまま新市に引き継ぐ。
別 内 容	4.使用料等 使用料	種別	基本料	業務料金	超過料金	公共下水道の使用料については、現行のまま新市に引き継ぐ。
	・メーター制	-	8t 1,008	-	1t 210	
	・人頭制	-	1人 1,008	-	1人 1,050	
	・井戸水+上水道	-	8t 1,008	-	1t 210	
	減免制度	1)井戸水+上水道の超過料金は、1人当り3㎡と換算。 (1)公益上その他特別の事情があると認められたときは、使用料を減免する事ができる。				使用料の減免については、現行のまま新市に引き継ぐ。

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協 定 項 目		下 水 道 事 業 の 取 扱 い		関 係 項 目	特定環境保全公共下水道施設等・事業計画（新規・継続事業）		
調 整 の 内 容		5．特定環境保全公共下水道事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。また、現有関連施設についても、現行のまま新市に引き継ぐ。 6．特定環境保全公共下水道事業の新規事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施する。継続事業については、新市建設計画で調整し、新市に引き継ぐ。					
		現		況		調整の具体的内容	
市 町 村 名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町			
市 町 村 別 内 容	5.特環事業及び施設等	無	有（特定環境保全公共下水道）	無	有（特定環境保全公共下水道）		特定環境保全公共下水道事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。  特定環境保全公共下水道事業関連施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。
	事業の有無						
	事業概要						
	・処理区名		七城処理区		泗水処理区		
	・計画処理面積（ha）		135		234		
	・計画処理人口（人）		3,500		9,900		
	・整備済面積（ha）		130		129.7		
	・整備済人口（人）		2,705		3,322		
	・整備率（％）		96.00%		33.50%		
	施設等概要						
・処理方法	オキシデーショディッチ法		オキシデーショディッチ法				
・処理場	・敷地面積 13,485㎡ ・処理場整備率 96%		・敷地面積 28,954㎡ ・処理場整備率 96%				
・MP施設数	・計画 17ヶ所 ・整備済 17ヶ所		・計画 8ヶ所 ・整備済 6ヶ所				
6.特環下水道整備事業		新市建設計画で調整中 最終認可 H14.2.6 H8～H16	新市建設計画で調整中	新市建設計画で調整中 最終認可 H15.5.8 H5～H23 ・拡張事業 面整備A= 92ha 処理場増設=2/3系列	・新規事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施する。継続事業については、新市建設計画で事業量・財源・工期等を調整し、新市に引き継ぎ計画的に実施する。		
新規事業							
継続事業（認可）							

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協 定 項 目		下 水 道 事 業 の 取 扱 い		関 係 項 目	特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 分 担 金 等	
調 整 の 内 容		7. 特定環境保全公共下水道事業の分担金については、現行のまま新市に引き継ぎ、3年を目途に泗水町の例により統一する。また、分担金徴収猶予及び減免制度については、七城町の例により合併時に統一する。ただし、現徴収猶予対象者については、経過措置をとるものとする。				
市 町 村 名		現 況		調 整 の 具 体 的 内 容		
市 町 村 別 内 容	7. 分担金等 分担金	菊池市	七城町	旭志村	泗水町	<p>特定環境保全公共下水道事業の分担金については、七城町の特例措置が17年度まで継続していることと、分担金増の住民周知のため、3年間の調整期間を設け、泗水町の例により統一する。</p> <p>分担金の徴収猶予については、合併時に廃止する。ただし、現徴収猶予対象者については、経過措置をとるものとする。</p> <p>分担金の減免については、七城町の例により合併時に統一する。</p>
	分担金徴収猶予	・無	120,000円/戸 (H17までは、80,000円)	・無	140,000円/戸	
	分担金減免		無		<p>(1)受益者が、当該分担金を納入することが困難でありかつ、その現に所有し又は地上権を有する土地等の状況により徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(2)受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該分担金を納入することが困難である為徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(3)この他、町長が特に猶予することが必要であると認められるとき。</p>	
		(1)国又は、地方公共団体が公共の用に供している建築物。 (100%) (2)区及び自治会が管理している建築物。(50%) (3)生活保護法の規定により保護を受けている受益者の建築物。 (50%) (4)共同住宅に係る建築物。(2世帯目より50%) (5)災害等の理由により町長が減免する必要があると認める建築物。		(1)国又は、地方公共団体が公共の用に供している土地については、分担金を徴収しないものとする。 (2)国又は、地方公共団体がその企業の用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者。 (3)公の生活扶助を受けている受益者、その他これに準ずる特別な事情があると認められる受益者。 (4)前各号に掲げる受益者の他、その状況により特に分担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者。		

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協定項目		下水道事業の取扱い		関係項目		農業集落排水施設等・事業計画（新規・継続事業）					
調整の内容		8. 農業集落排水事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。また、現有関連施設についても、現行のまま新市に引き継ぐ。 9. 農業集落排水事業の新規事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施する。継続事業については、新市建設計画で調整し、新市に引き継ぐ。									
		現況				調整の具体的内容					
市町村名		菊池市	七城町		旭志村	泗水町					
市 町 村 別 内 容	8. 農集事業及び施設等	無	有（2地区）		無	有（4地区）				農業集落排水事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。  農業集落排水事業関連施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。	
	事業の有無										
	事業概要										
	・処理区名		七城北部	七城南部		富の原東地区	富の原西地区	永住吉地区	田島地区		
	・採択年度		平成9年度	平成8年度		昭和59年度	平成2年度	平成6年度	平成9年度		
	・計画人口（人）		3,490	2,900		1,788	1,420	2,570	2,060		
	・計画世帯数（戸）		426	450		447	340	566	550		
	・整備率（％）		100%	100%		100%	100%	100%	100%		
	施設等概要										
	・処理方式		オキシデーション ディッチ法（2系）	オキシデーション ディッチ法（2系）		JARUS	JARUS	OD型	JARUS		
・日最大処理能力	1,047㎡/日	894㎡/日		590㎡/日	469㎡/日	771㎡/日	618㎡/日				
・処理場 （敷地面積）	北部浄化センター 3,958㎡	南部浄化センター 3,290㎡		富の原東処理施設 2,326㎡	富の原西クリンセンター 1,450㎡	永住吉クリンセンター 3,000㎡	田島クリンセンター 2,476㎡				
・MP施設数	56ヶ所			20ヶ所							
9. 農業集落排水整備事業	新市建設計画で調整中	新市建設計画で調整中		新市建設計画で調整中	新市建設計画で調整中				・新規事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施する。継続事業については、新市建設計画で事業量・財源・工期等を調整し、新市に引き継ぎ計画的に実施する。		
新規事業		無			三万田地区農業集落排水資源循環統合補助事業 H16～H20 ・H17以降事業 管路施設L=3,800m 処理施設一式 ・永南地区小規模排水事業 H17以降事業 管路施設L= 550m 処理施設 一式						
継続事業											

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協 定 項 目		下水道事業の取扱い		関係項目	農業集落排水事業分担金等		
調 整 の 内 容		10. 農業集落排水事業の分担金及び負担金については、現行のまま新市に引き継ぎ、3年を目途に新市において調整する。なお、分担金の減免制度については、七城町の例により合併時に統一する。					
市 町 村 名		現 況				調整の具体的内容	
		菊池市	七城町	旭志村	泗水町		
市 町 村 別 内 容	10. 分担金等 分担金		120,000円/戸	・無	1) 富の原東地区 80,000円/戸 2) 富の原西地区 80,000円/戸 3) 永住吉地区 120,000円/戸 4) 田島地区 140,000円/戸 (供用開始前)		農業集落排水事業の分担金及び負担金については、現行のまま新市に引き継ぎ、3年を目途に泗水町の特定期間保全公共下水道事業の例により新市において調整する。
	負担金				140,000円/戸 (供用開始後)		
	分担金減免			(1) 国又は、地方公共団体が公共の用に供している建築物。(100%) (2) 区及び自治会が管理している建築物。(50%) (3) 生活保護法の規定により保護を受けている受益者の建築物。(50%) (4) 共同住宅に係る建築物。(2世帯目より50%) (5) 災害等の理由により町長が減免する必要があると認める建築物。		(1) 国又は、地方公共団体が公共の用に供し、又は供することを予定している建築物。(100%) (2) 区及び自治会が管理している施設等の建築物。(50%) (3) 生活保護法の規定により保護を受けている受益者に係る建築物。(50%) (4) 共同住宅に係る建築物。(2世帯目より50%) (5) 災害その他特別の事情に応じて町長が減免する必要があると決める建築物。	

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協定項目	下水道事業の取扱い		関係項目	下水道等（特環・農集）使用料																																																																																									
調整の内容	11, 特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業の使用料金については、現行のまま新市に引き継ぎ、3年を目途に新市において調整する。なお、使用料の減免制度については、泗水町の例により合併時に統一する。																																																																																												
市町村名	現		況				調整の具体的内容																																																																																						
	菊池市	七城町	旭志村	泗水町																																																																																									
11. 使用料等 使用料 ・人頭制	・無	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>基本料</th> <th>業務料金</th> <th>超過料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>1,500</td> <td>-</td> <td>1人 500</td> </tr> <tr> <td>旅館等</td> <td>1,500</td> <td>2,000</td> <td>浄人 500</td> </tr> <tr> <td>事務所</td> <td>1,500</td> <td>-</td> <td>従員 250</td> </tr> <tr> <td>事業所</td> <td>1,500</td> <td>2,000</td> <td>従員 250</td> </tr> <tr> <td>アパート</td> <td>1,500</td> <td>-</td> <td>1人 500</td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>1,500</td> <td>2,000</td> <td>浄人 500</td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td>1,500</td> <td>-</td> <td>1人 150</td> </tr> <tr> <td>集会所</td> <td>1,500</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>畜産</td> <td>1,500</td> <td>-</td> <td>1頭 100</td> </tr> <tr> <td>公衆浴場</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	種別	基本料	業務料金	超過料金	一般	1,500	-	1人 500	旅館等	1,500	2,000	浄人 500	事務所	1,500	-	従員 250	事業所	1,500	2,000	従員 250	アパート	1,500	-	1人 500	病院	1,500	2,000	浄人 500	学校	1,500	-	1人 150	集会所	1,500	-	-	畜産	1,500	-	1頭 100	公衆浴場	-	-	-	・無	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>基本料</th> <th>業務料金</th> <th>超過料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>1,500</td> <td>-</td> <td>1人 500</td> </tr> <tr> <td>旅館等</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事務所</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>事業所</td> <td>1,500</td> <td>3,000</td> <td>従員 250</td> </tr> <tr> <td>アパート</td> <td>1,500</td> <td>-</td> <td>1人 500</td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>1,500</td> <td>3,000</td> <td>従員 250</td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>集会所</td> <td>1,500</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>畜産</td> <td>-</td> <td>500</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>公衆浴場</td> <td>1,500</td> <td>-</td> <td>1t 25</td> </tr> </tbody> </table>	種別	基本料	業務料金	超過料金	一般	1,500	-	1人 500	旅館等	-	-	-	事務所	-	-	-	事業所	1,500	3,000	従員 250	アパート	1,500	-	1人 500	病院	1,500	3,000	従員 250	学校	-	-	300	集会所	1,500	-	-	畜産	-	500	-	公衆浴場	1,500	-	1t 25	<p>特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業の使用料金については、現行のまま新市に引き継ぎ、住民等の周知のため3年を目途に調整する。</p> <p>（七城町と泗水町の使用料金は、大幅な相違はないが、業種等で若干の相違が有る為調整が必要である。）</p>
種別	基本料	業務料金	超過料金																																																																																										
一般	1,500	-	1人 500																																																																																										
旅館等	1,500	2,000	浄人 500																																																																																										
事務所	1,500	-	従員 250																																																																																										
事業所	1,500	2,000	従員 250																																																																																										
アパート	1,500	-	1人 500																																																																																										
病院	1,500	2,000	浄人 500																																																																																										
学校	1,500	-	1人 150																																																																																										
集会所	1,500	-	-																																																																																										
畜産	1,500	-	1頭 100																																																																																										
公衆浴場	-	-	-																																																																																										
種別	基本料	業務料金	超過料金																																																																																										
一般	1,500	-	1人 500																																																																																										
旅館等	-	-	-																																																																																										
事務所	-	-	-																																																																																										
事業所	1,500	3,000	従員 250																																																																																										
アパート	1,500	-	1人 500																																																																																										
病院	1,500	3,000	従員 250																																																																																										
学校	-	-	300																																																																																										
集会所	1,500	-	-																																																																																										
畜産	-	500	-																																																																																										
公衆浴場	1,500	-	1t 25																																																																																										
減免制度		<p>1) 旅館等・病院は、建築基準法施行令の規定に基づく、し尿浄化槽処理対象人員1人当り。一般の6人目からは、半額の250円。</p>		<p>1) 事業所、病院の業務料金は、店舗面積200㎡以上で100㎡増毎に1,000円加算。 2) 学校の超過料金は、児童生徒数 * 1/5 + 職員数。 3) 畜産の業務料金は、人間換算頭数（経産頭数 * 0.2）当り。</p>	<p>使用料の減免については、泗水町の例により合併時に統一する。</p>																																																																																								
		<p>(1) 災害等により納付の資力を失ったとき。 (2) その他町長が特に必要があると認めるとき。</p>		<p>(1) 町長は公益上その他特別な事情があると認めるときは、この条例で定める使用料を減免することができる。</p>																																																																																									

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協 定 項 目		下 水 道 事 業 の 取 扱 い				関 係 項 目	特 定 地 域 生 活 排 水 処 理 事 業 等	
調 整 の 内 容		12. 特定地域生活排水処理事業及びその分担金・使用料・減免制度については、菊池市の例により新市に引き継ぐ。なお、事業対象地区については、菊池市の例により新市に引き継ぎ、新市において調整する。						
		現 況				調整の具体的内容		
市 町 村 名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町			
市 町 村 別 内 容	12. 特定地域生活排水処理事業等					特定地域生活排水処理事業については、菊池市の例により新市に引き継ぐ。  特定地域生活排水処理事業の分担金については、菊池市の例により新市に引き継ぐ。  特定地域生活排水処理事業の使用料については、菊池市の例により新市に引き継ぐ。  特定地域生活排水処理事業対象地区については、菊池市の例により新市に引き継ぎ、速やかに整備計画を策定し、新市において調整する。  分担金・使用料の減免制度については、菊池市の例により新市に引き継ぐ。		
	事業の有無	有	無	無	無			
	・採択年度	平成15年度						
	・採択事業期間	平成15年度～平成37年度						
	・計画基数	2,090基						
	・整備済基数	79基						
	・整備率	3.8%						
	分担金							
	・5人槽	88,000円						
	・7人槽	102,000円						
	・10人槽	129,000円						
	・その他							
	使用料							
	・5人槽	4,920円						
	・7人槽	5,810円						
・10人槽	7,160円							
・その他								
事業対象地区	(1)菊池市下水道認可、計画区域及び鳳来、穴川を除く区域全域。							
減免制度	公共下水道と同じ							

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協 定 項 目		下 水 道 事 業 の 取 扱 い		関 係 項 目	合 併 処 理 浄 化 槽 設 置 補 助 金 等				
調 整 の 内 容		13. 合併処理浄化槽設置補助金については、現行のまま新市に引き継ぎ、3年を目途に菊池市の例を基準に新市において調整する。また、補助対象については、泗水町の例を基準に合併時に統一する。							
		現 況				調 整 の 具 体 的 内 容			
市 町 村 名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町				
市 町 村 別 内 容	13. 合併処理浄化槽設置補助金等	有（菊池市合併処理浄化槽設置整備事業補助金）	無	有（旭志村合併処理浄化槽設置補助金）	有（泗水町合併処理浄化槽設置に係る補助金）	合併処理浄化槽設置補助金額については、現行のまま新市に引き継ぎ、住民周知のため3年を目途に菊池市の例を基準に新市において調整する。			
	事業の有無								
	補助金額								
	・5人槽						354千円	354千円～400千円	522千円
	・7人槽						411千円	411千円～500千円	660千円
	・10人槽						519千円	519千円～600千円	930千円
・その他		単独槽からの転換 150千円加算							
補助対象者	(1)対象地域内に合併処理浄化槽を設置しようとする者。 （対象地域） ・下水道及び特定地域生活排水処理事業予定処理区域以外。 ・下水道の整備が当分見込まれない下水道事業計画区域内。		(1)旭志村に住所を有する者。（補助金交付請求時） (2)村税等の滞納がない者。 (3)地域としては、公共下水道事業計画区域外、及び農業集落排水処理施設の計画区域外。	(1)下水道法第4条第1項による公共下水道事業計画の計画区域外。 (2)農業集落排水処理施設の計画区域外。 (3)前各号にかかわらず、次に該当する者に対しては認めない。 ・浄化槽法第5条の規定に基づく設置の届出の審査又は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する者。 ・住宅を借りている者で、貸人の承諾が得られない者。 ・販売の目的で合併処理浄化槽付き住宅を建築する不動産業者等。 ・国県又は、町の施設及びこれらに準ずる施設で合併処理浄化槽を設置する者。 ・町税等の滞納のある者。 ・補助金交付請求時において泗水町内に住所を有しない者。 ・浄化槽法第21条の登録を行っていない浄化槽工事業者の設置工事による浄化槽を設置した者。 ・浄化槽法第7条及び第11条の水質検査の検査依頼をしていない者。 ・定められた期間内に浄化槽を設置することができない者。 ・法第12条に基づく指導、勧告に従わない者。	補助対象については、泗水町の例を基準とするが、新市において特定地域生活排水処理事業を推進するため、要件に特定地域生活排水処理事業計画区域外を追加し、合併時に統一する。				

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協 定 項 目		下水道事業の取扱い		関 係 項 目	下水道に関する助成制度等		
調 整 の 内 容		14. 下水道に関する補助金制度については、合併時に廃止する。ただし、七城町については、合併後3年を目途に廃止する。 15. 下水道に関する融資斡旋及び利子補給制度については、菊池市の例により合併時に統一する。 16. 里道私道における下水道の末端工事の行政施工範囲については、泗水町の例により合併時に統一する。					
		現		況		調整の具体的内容	
市 町 村 名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町		
市	14. 下水道関係補助金制度	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道及び農業集落排水事業		無	農業集落排水事業	・下水道に関する補助金制度については、新市において2戸以上の利用戸数がある場合の工事は、行政対応とするため菊池市の制度は廃止する。農集施設の管理は、合併後は新市で管理するため、泗水町の制度も廃止する。ただし、七城町については、継続中の補助のため合併後3年を目途に廃止する。
	関係事業	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道及び農業集落排水事業		無	農業集落排水事業	
	補助金制度	共同排水設備助成	水洗便所改造工事助成	生活扶助世帯に対する水洗便所設置費助成		産業振興対策事業補助金	
	・補助対象	・3戸以上が存在し、公共柵から20mを超える部分の共同排水設備の設置者。	・供用開始後3年までの宅内排水設備工事完了者。	・生活扶助世帯に対する水洗便所設置者。		・農業集落排水施設を管理している地区で組織する管理組合に対する運営費補助。	
・補助額及び補助率	・共同排水施設設置費用の1/2以内。	・供用開始後1年まで1使用世帯当り3万円。 ・供用開始後1年を超え2年まで1使用世帯当り2万円。 ・供用開始後2年を超え3年まで1使用世帯当り1万円。	・生活扶助世帯に対する水洗便所設置費30万円を限度とし、工事費の2/3以内。		・農業集落排水施設管理組合に年間18万円。		
町	15. 下水道関係融資等制度	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道及び農業集落排水事業		無	特定環境保全公共下水道及び農業集落排水事業	・下水道に関する融資斡旋及び利子補給制度については、七城町、泗水町は、5%以上の利子補給でほとんど実例がないため、菊池市の例により合併時に統一する。
	関係事業	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道及び農業集落排水事業		無	特定環境保全公共下水道及び農業集落排水事業	
	融資制度	水洗便所改造資金融資斡旋及び利子補給	水洗便所改造工事融資斡旋			水洗便所等改造資金融資斡旋及び利子補給	
	・融資対象	・くみ取り便所を水洗便所に改造する者。	・町税、分担金を完納している者。 ・供用開始後3年以内であること。 ・償還金の弁済能力があること。			・当該建築物の所有者の同意を得た使用者であること。 ・償還金の弁済能力があること。 ・町税及び下水道分担金を滞納していないこと。 ・改造資金を一時に負担することが困難である者。 ・下水道の処理開始の公示の日から1年以内に行う改造工事であること。ただし、この期間内に改造できなかったことについて、相当の理由が認められる場合はこの限りではない。	
・融資額及び融資率	・融資斡旋額は70万円。利子補給については、融資額35万円を限度として、その融資額に係る利息の内1/2の利子を補給。 ・償還期間は、5年以内。	・工事費70万円以内で町長が査定し、町の取扱金融機関と協定した利率で斡旋する。 ・償還期間は、60ヶ月以内。 ・融資を受けた者が完済したときは、5%を超えた利子を補給する。			・30万円以内。 ・利率は、金融機関と協議利率の5%以上は、利子補給有り。 ・償還期間は、3年以内。		
村	16. 末端工事の施工範囲（里道・私道）	・利用戸数4戸以上	・利用戸数2戸以上			・利用戸数2戸以上	・里道私道における下水道の末端工事の行政施工範囲については、泗水町の例により合併時に統一する。
		・延長20m以上、幅員2m以上				・下水道の設置工事が可能な幅員を有すること。	
別 内 容							

協議第44号 下水道の取扱いについて 参考資料

団 体 名		合併期日 (予定)	協定(協議)項目名	調 整 方 針
熊本県	鹿本地域合併協議会	H17.1.15	下水道会計の取扱いについて	<p>下水道会計の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1)山鹿市と鹿本町の公共下水道事業は、合併時に公営企業会計として統合する。</p> <p>(2)1市4町の農業集落排水事業については、合併時に特別会計に統合し、新市において、公営企業会計導入に向けて整備を図る。</p> <p>排水区域及び整備計画の取扱いについては、合併時には、現行のとおりとし、新市における排水処理事業計画の策定を行う中で調整する。</p> <p>下水道料金等(公共下水道、農業集落排水)の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1)料金については、累進制、定額制の違いや料金格差があるため、合併時には、現行のとおりとし、繰入金や経営状況を踏まえ平成20年度からを目処に統一する。なお、公共下水道と農業集落排水の料金については、公平性の観点から統一時には同一制度を検討する。</p> <p>(2)料金統一における料金制度の前提となる汚水量の把握については、公平性の観点から基本的には水道メーターによるものとし、井戸水等の使用の場合は、認定水量によるものとする。</p> <p>なお、井戸水等の使用において、事業に伴う大量汚水等がある場合については、市設置による井戸メーターでの認定を図る。</p> <p>受益者負担金・分担金(公共下水道、農業集落排水)の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1)一般住宅等については、1戸当たり10万円の負担金額とし、集合住宅や事業所等の場合は、10万円の基本額に、当該敷地面積が500㎡を超える部分に対して100円の加算措置を行うものとする。</p> <p>ただし、この適用については、新市において供用開始する公共下水道排水区域、新市から事業を行う農業集落排水処理区からとする。なお、合併までに供用開始した公共下水道排水区域及び農業集落排水処理区、合併時に事業中の農業集落排水処理区については、従来のとおり旧市町の負担金額による。</p> <p>(2)賦課時期の取扱いについては、供用開始後において受益可能建物等の全てに賦課するものとする。</p> <p>ただし、鹿本町及び鹿央町における宅内接続時の賦課の取扱いについては、経過措置として、平成19年度までは従来の宅内接続時とするが、平成20年度において、新市の負担金額で全て賦課するものとする。</p>
〃	菊池南部四町合併協議会	H17.2.28	下水道事業の取扱いについて	<p>公共下水道事業(関連公共下水道事業を含む)・特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>使用料については、現行のまま新市に引き継ぎ、3年を目途に統一する。</p> <p>受益者負担金・受益者分担金については、現行のまま新市に引き継ぎ、3年を目途に調整する。</p> <p>私道等への下水道設置については、大津町の例による。</p> <p>水洗便所改造工事助成については、合併までに統一する。</p> <p>融資斡旋については、新市において速やかに調整する。</p> <p>融資利子補給については、合併までに統一する。</p> <p>生活扶助世帯改造工事助成については、西合志町の例による。</p> <p>排水設備設置事業助成については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>合併処理浄化槽設置補助については、新市において速やかに調整する。</p>